

## インド 労働者の最低賃金

2023年5月12日

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

今般、デリーの最低賃金改定が発表されました。本ニュースレターでは、インドの最低賃金に関する留意点や、日系企業の拠点数の多いインド主要都市における最新の最低賃金を紹介いたします。

インドでは州ごとに最低賃金が異なります。インドは連邦制国家であり、中央政府は一部の産業について最低賃金を定めていますが、その他の多くの業種では各州が経済状況に応じて最低賃金を設定しています。職種や労働者のスキルレベルによっても異なる最低賃金が定められており、州ごとに分類の仕方も違い、数十種類にわたるカテゴリーに分かれている州もあります。

また、最低賃金は定期的に見直されますが、その見直しのタイミングは州によって異なります。インフレーション率や生活費の上昇、労働市場の状況を踏まえて年次ベースで見直しが行われる場合もあれば（毎年4月に改定されることが多い）、特定の需要が生じたときや労働者団体からの要求があったときなどにも最低賃金が調整される場合もあります。さらに、例えばムンバイは半年で20%ほど最低賃金が引き上がったこともあり（2020年1月と7月の比較）、変化も激しいため注意を要します。

日系企業拠点数の多いインド各都市が所在する州における、非熟練労働者と高技能労働者のカテゴリーに相当する最新の最低月給は、以下のようにまとめられます。

単位：ルピー（小数点以下切り捨て）

州（主要都市）	非熟練労働者等の最低月給（※）	高技能労働者等の最低月給（※）
マハラシュトラ州 （ムンバイ）	11,272 – 12,465	12,884 – 14,076
ハリヤナ州 （グルガオン）	10,098	11,133
タミルナドゥ州 （チェンナイ）	10,305 – 10,483	10,905 – 11,047
カルナータカ州 （ベンガルール）	12,846 – 14,424	17,159 – 19,259

州（主要都市）	非熟練労働者等の最低月給（※）	高技能労働者等の最低月給（※）
グジャラート州 （アーメダバード）	11,466 – 11,752	12,012 – 12,324
デリー準州 （デリー）	17,234	22,744
ウッタル・プラデシュ州 （ノイダ）	10,089	12,432

出典：各州政府ウェブサイト等

※ 同じ職種でも州内のエリアごとに最低賃金が異なる州もあるため、数値に幅があります。

チェンナイのようにスキルによりほとんど最低賃金に差を設けていないエリアがあれば、デリーのように大きな差を設けているエリアもあります。マハラシュトラ州は、ムンバイやプネといった大都市での警備員など特定の業種については、最低賃金の水準を高く設定していますが、その他の多くの職種については一律の水準です。

比較した州の中では、デリーの最低賃金水準の高さは突出しており、州境を超えて通勤する労働者も多いグルガオンやノイダの賃金と対照的であるといえます。また、ムンバイはデリーよりも物価が高く、平均賃金も高い傾向にあるにもかかわらず、最低賃金にはその傾向が十分に反映されていない点にも留意が必要です。

最低賃金は労働者が生計を立てるための最低限の保証として、州全体の指標として定められています。しかし、ムンバイやグルガオンの例のように、最低賃金が必ずしも労働者の経済圏における生活費をカバーする十分な額であるとは限らないケースもありえます。

インドでインド人を雇用する日本企業においては、このような観点も考慮した上で、事業所の所在する各州（本社だけでなく、拠点ごと）の労働省や関連政府機関のウェブサイトを定期的にチェックする、現地の労働法専門家と連携する（州レベルの通知は、英語版がないケースも多く見られます。）、などの対策により最新の最低賃金の情報を確認し、労働者への公正な賃金を定期的に見直すことが求められます。

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

## <著者紹介>

### [志村 公義](#)

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム代表

外資系法律事務所に8年間所属、外資系企業の日本投資案件(「インバウンド」)・コーポレート業務を中心にサポート。その後、日系一部上場企業アジア太平洋 General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部(シンガポール)での法務部長等、企業内法務に約10年間従事。2019年より One Asia Lawyers に参画し、インド及び南アジア周辺国に滞在している。

### [山田 薫](#)

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

インド事務所に所属。国際協力機関や在インド日系企業での勤務経験を活かし、南アジア各国の現地弁護士と協働して進出日系企業に対する法的なサポート、各種法律調査等を行う。